

- (2) 県及び町、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

5 炊き出しの方法

原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、地区、自主防災組織、ボランティア等と連携して炊き出しを行うものとする。

町が多量の被害を受けたことにより、炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

6 備蓄物資の保管

- (1) 町備蓄の乾燥米飯等(以下「備蓄物資」という。)については、倒木等による道路の寸断により地区が孤立した場合を想定し、分散保管するものとする。

保管場所	保管数
芦北町地域活性化センター	600人分
地域資源活用総合交流促進施設	600人分
きずなの里	500人分
町立公民館大野分館	150人分
吉尾出張所	150人分
計	2,000人分

- (2) 上記の他、以下の場所の防災倉庫に保管するものとする。

場 所	保管数
芦北町地域活性化センター駐車場	300人分
地域資源活用総合交流促進施設 駐車場	300人分
きずなの里駐車場	300人分
大野地区構造改善センター駐車場	300人分
大尼田地区消防格納庫横	300人分
旧吉尾小学校グラウンド	300人分
計	1,800 人分

7 生活維持に必要な資機材の保管

集落の孤立発生に備え生活維持に必要な発電機等の資機材を集落の孤立が想定される地区の防災倉庫に保管するものとする。

8 輸送の方法

物資の輸送が迅速かつ的確に行われるよう次の方法により、輸送を行うものとする。

- (1) 第3章第20節輸送計画(P.85)の定めるところにより行う。

- (2)供給業者において、自ら行わせる。
- (3)運送業者等との協定又は契約により行わせる。
- (4)地区や自主防災組織等において、自ら行わせる。

第13節 給水計画

災害により飲料水が断水、汚染または枯渇し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保し、被災地域住民の日常生活の安定を図る。

1 実施機関

罹災者に対する飲料水供給の実施は、町長の指示に基づいて上下水道対策部が行い、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

2 補給水利の種別所在

災害時の飲料水供給は、芦北町上水道のうち未被災施設を利用する。

3 給水方法及び給水量

- (1)飲料水不足の罹災地域に対しては、トラック仮設水槽等により緊急給水計画を樹立して、給水する。
- (2)給水車から給水する水は、水道法施行規則(厚生労働省令第 133 号)の定める消毒、その他衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (3)罹災者に対する基準給水量は、一人一日当り 20 ㍓とする。
- (4)運搬給水の留意事項

運搬給水に当たっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。この際、運搬給水が困難な場合は自衛隊に協力を要請するものとする。

4 給水への広報

応急給水を行う場合は、給水拠点への給水時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、防災行政無線、ホームページ及び芦北町公式アプリ等による適時、的確な情報提供を行うものとする。

5 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

6 応急給水及び応急復旧

- (1)被災水道事業者は、町地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。
- (2)被災水道事業者は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第14節 生活必需品物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は毀損

し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

また、救援物資を避難者、被災者及び罹災者(以下、「避難者等」という。)へ供給するため、平時から救援物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関と連携するなどの体制整備に努めるものとする。

1 実施機関

- (1) 避難者等に対する生活必需品の給与又は貸与は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ① 食料
- ② 飲料水
- ③ 寝具類(毛布等)
- ④ 衣料(作業着、下着、靴下等)
- ⑤ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ⑥ 食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶)
- ⑦ 日用雑貨品(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレトペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)
- ⑧ 光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ)
- ⑨ 燃料
- ⑩ その他(ビニールシート等)

なお、町は、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

3 生活必需品の確保

町が生活必需品を供給する場合、一括購入、もしくは備蓄物資又は救援物資をあてるものとする。町、小売業者等の協力を得て、災害時の必要な物資の調達に関する協定に基づき、日常生活に必要となる各種生活必需品の調達を行うものとする。

4 救援物資の集積拠点

災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、确实、迅速かつ公平に配分し、避難者等の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

町は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該物資集積拠点ごとに管理責任者を配置し、必要

に応じて、民間事業者からノウハウ等の提供を受けるなど、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、町は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者等に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員の確保など、物資の受入・供給体制の整備に関して、(公社)熊本県トラック協会及び民間事業者(運輸業)やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

なお、救援物資の受入れについては、次の施設を集積拠点とする。

- (1)防災倉庫(田浦)
- (2)協定又は契約に基づいた民間の倉庫等

5 輸送の方法

生活必需品の輸送が迅速かつ的確に行われるよう次の方法により、輸送を行うものとする。

- (1)第3章第20節輸送計画(P.85)の定めるところにより行う。
- (2)供給業者において、自ら行わせる。
- (3)運送業者等との協定または契約により行わせる。
- (4)地区や自主防災組織等において、自ら行わせる。

6 生活必需品の配分

(1)供給方法

生活必需品の被災者への配分は、主として町がこれにあたるものとする。

なお、避難者等の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある避難者等に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(2)供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(3)配分方法

県が町長に生活必需品を配分するときは、事前に又は少なくとも送達と同時に配分計画表を示し、必ずこの計画表に基づいて給与するように指導するものとする。

- ① 災害対策本部設置後の物資・輸送班は、町の災害報告書により、避難者等の世帯構成人員災害状況を迅速・的確に把握し、配分計画を作成するものとする。

なお、災害救助法に基づく救援物資については、福祉対策部と連携するものとする。

7 生活必需品の円滑な提供

町は、避難者等が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、必要な生活必需品の品目や数量について、ホームページや芦北町公式アプリ等による適時、的確な情報発信を行うものとする。

また、町は、民間企業等からの提供申し出に迅速に対応するため、品名・数量・提供までの所要時間・提供条件等が確認できる様式を、ホームページに掲載するものとする。

- ① 救援物資は、厳重に保管し、配分計画表に基づいて発行する救援物資配給証明書により、当該地域の行政区長等の協力を得て避難者等に配給する。
- ② 物資・輸送班は、それぞれ次の帳簿により救助物資配給の記録を明確にしておくものとする。

ア)受払簿 イ)配給簿

- ③ 救援物資が円滑に輸送されるよう、活動拠点及び中継施設として道の駅たのうら等の公共施設を必要に応じて選定し、活用するものとする。

8 備蓄物資の調達

(1) 備蓄物資の点検及び整備

基本法第49条の規定に基づき、災害予防の観点から災害救助の万全を期するため、町は毎年度当初に、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。

なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないことが予測されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮するものとする。

(2) 調達物資集積所

調達物資を一括購入した場合の集積所は、救援物資の集積拠点とする。ただし、町長が必要と認める場合は、他の公共施設等も確保するものとする。

9 義援金及び義援物資の取扱い

- (1) 災害のため個人、法人その他団体から町長に送付された義援金、見舞金及び義援物資は、総務班においてこれを受け付け、財務・物資・輸送対策部において管理するものとする。

- (2) 義援金品の配分については、芦北町災害義援金配分委員会において配分決定する。

第15節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害のために住家が滅失した罹災者で、自らの資力で住宅確保可能者に対しては、資金斡旋を行い、不可能者に対しては、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して罹災者の居住安定を図る。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第3章第9節避難計画(P.52)の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 建設型仮設住宅

(1) 建設型仮設住宅の建設

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

(2) 建物の構造及び規模

- ① 災害救助法適用に際し、設置する応急仮設住宅の一戸当りの規模は、29.7 ㎡(9 坪)を基準とし、構造は、被災地における罹災者の世帯数に応じ、1戸建て、長屋建て、又はアパート式のいずれかとする。
- ② 応急仮設住宅の建設にあたっては、被災者に係る世帯人員や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。

(3) 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、全焼、全壊及び流失戸数の原則として3割以内とする。

(4) 設置予定場所

応急仮設住宅の設置予定場所は、以下のとおりとする。なお、戸数が不足する場合は、県と協議し、自主防災組織等地区と協力し民有地を確保するものとする。

No.	施設名	所在地	面積	予定建築戸数	所有者区分
1	大野地区農村広場	天月 1041 外	8,300㎡	55戸	町有地
2	女島埋立地	女島 770	12,000㎡	80戸	県有地

※ 1戸当り面積32.4㎡(2DK)、建築面積150㎡として算出

(5)建設期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに工事を完了しなければならない。

(6)入居基準

住家が全焼、全壊、流失、又は自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とするものとする。

(7)供与期間

当該建設工事の完了した日から2年以内とする。

(8)帳簿の整備

応急仮設住宅を設置し、罹災者を入居させたときは次の帳簿等を整備し、保管するものとする。

- ① 応急仮設住宅入居者台帳
- ② 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ③ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約その他設計仕様書等
- ④ 工事代金等支払証拠書類

(9)応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

2 借上型仮設住宅

町及び県は、大規模災害の発生時には、建設型仮設住宅のみならず、公営住宅等の一時使用を行うとともに、民間賃貸住宅の借上による応急仮設住宅の提供を行うものとする。

3 住宅応急修理計画

災害によって住家が半壊又は半焼し、自らの資力で成しえない者を対象に、応急修理を実施する。

(1)応急修理の範囲及び方法

住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

(2)応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

(3)帳簿の整備

住宅の応急修理を実施した場合は、次の帳簿、書類等を整備し、保管しておくものとする。

- ① 住宅応急修理簿
- ② 住宅応急修理のための契約書、仕様書等

③ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

4 暫定収容施設の設置

応急仮設住宅を建設するまでの間、罹災者で収容施設のない者に対しては、町長が臨機的に必要な措置を講ずる。

5 公営住宅の提供

災害により住宅が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町長は、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮をするものとする。

第16節 医療及び助産計画

災害時における罹災地住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図るものとする。

1 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行う。
- (2) 医療及び助産の実施は、水俣市芦北郡医師会に応援を求めて実施するものとする。
- (3) 災害救助法が適用されたときは、県防災計画により実施するものとする。

2 予防措置

平時から関係機関（日赤、保健所、関係課、水俣市芦北郡医師会等）と連絡を緊密にし、相互の協力体制を確立しておく。

3 救護所の設置

臨時救護所は関係機関（日赤、保健所、DMAT、水俣市芦北郡医師会等の支援を受け、設置する。なお、重症患者は、災害対策本部へ連絡のうえ、消防機関等の協力を得て病院・医院又は診療所へ収容する。

4 町内の医療機関の状況

名 称	所 在 地	診療科目	備考
あいりす歯科医院	芦北町大字道川内 6-9	歯科、小児歯科	
芦北クリニック	// 湯浦 417-1	内科、消化器内科	
芦北整形外科医院	// 芦北 2610-8	外科、内科、麻酔科、整形外科 リハビリテーション科	
芦北とりかい眼科	// 芦北 2413-1	眼科	
井上医院	// 佐敷 167	外科、内科、胃腸科 小児科	
井上歯科医院	// 花岡 1846-8	歯科、小児歯科	
井上病院	// 佐敷 280-1	内科、小児科、胃腸科	
くまもと中医 クリニック	// 芦北 2331-2	内科	
さしき宮島歯科医院	// 花岡 1660-5	歯科、矯正歯科	
篠原医院	// 佐敷 370-1	内科、小児科、皮膚科	
竹本医院	// 湯浦 218-3	内科、神経内科	
七浦てらさき クリニック	// 芦北 2090	泌尿器科	
野村歯科医院	// 小田浦1348-5	歯科	
藤崎歯科医院	// 田浦 646-1	歯科	
松本医院	// 花岡 1666-4	内科、消化器科	
溝部病院	// 湯浦 403-1	内科、循環器内科	
宮島医院	// 佐敷 348-1	内科、消化器内科 リハビリテーション科	
百崎内科医院	// 田浦 806	内科、呼吸器科 胃腸科、循環器科	
くまもと 芦北療育医療センター	// 芦北 2813	内科、小児科、歯科	

第17節 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び「災害防疫実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な防疫対策を実施して、感染症の発生を予防し蔓延の防止を図るものとする。

1 実施責任者

(1)町長は、知事の指示に従って、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2)厚生対策部は、町長(災害対策本部長)の指示に従い、防疫を行うものとする。

2 防疫組織等

(1)衛生対策班は、災害の発生状況・規模等に応じて消毒等を実施するため、必要な人員をもって編成する。

(2)町長は、災害時の防疫活動のための薬剤、器具機材等を整備するものとする。

① 防疫用器具

種 別	台 数	保管場所	備 考
プルスフォグ煙霧機	10	芦北町役場	
背負式動力噴霧器	3	芦北町役場	

② 防疫用薬品

品 名	数 量	保管場所	備 考
金 鳥 SNP 乳 剤 A	6缶	芦北町役場	
エクスミン タマミロン	4缶	//	
オスバン			必要に応じて調達
石 灰			必要に応じて調達

3 実施方法等

(1)消毒

町長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

(2)ねずみ族、昆虫等の駆除

衛生対策班は、班長の指示に従い、罹災地のねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。実施にあたっては、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づき行うものとする。

(3)生活用水の使用制限に伴う措置

検病調査の結果、知事が感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、給水制限等を命じた場合は、町長は生活用水の供給を実施するものとする。

第18節 清掃計画

災害発生による廃棄物処理を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図る。

1 実施機関

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるもののほか、災害時における被災地の清掃については、厚生対策部が実施するものとする。
- (2) 被災の規模により、本町のみで処理不可能な場合は、熊本県と(一社)熊本県産業資源循環協会で締結した、「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に基づき、熊本県及び(一社)熊本県産業資源循環協会と連携し、実施するものとする。

2 清掃計画

(1) 災害廃棄物処理計画

- ① 厚生対策部は、災害廃棄物仮置場を事前に設定する外、被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物量を推計するとともに、災害廃棄物の仮置場を適宜設けることとする。その後、仮置場からの災害廃棄物の収集運搬、仮置場管理、処分等については(一社)熊本県産業資源循環協会が支援活動で実施する一方、活動全般の把握を行い、活動について助言、提案や指示等の管理を行なう。

また、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

- ② 浸水被害地域の災害廃棄物収集は、防疫上の観点から優先的に収集運搬する。
- ③ 被災家屋のがれき等については、原則として被災者が自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合、又は道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、(一社)熊本県産業資源循環協会と協議のうえ、処理するものとする。

災害廃棄物仮置場設定箇所

仮置場の名称等	所在地	使用可能面積	備 考
芦北町清掃センター 田浦事業所	芦北町大字 田浦430番地1	800 m ²	町道赤松太郎線隣接 大型ダンプ進入可
芦北町女島活力推進センター 一向い側空地	芦北町大字 女島770番地4	1,999 m ²	
吉尾出張所	芦北町大字 吉尾523番地2	1,200 m ²	旧吉尾中学校体育館跡 地
町道天月祝坂線(空地)	芦北町大字 市野瀬字白崩	600 m ²	旧大野中学校から天月 方面200m先の空地

※ なお、他の業務と利用が重複する場合には、状況に応じ縮小等により対応することとし、スペースが不足する場合は、民有地等も検討して仮置場の確保を行うものとする。

(2) し尿処理計画

- ① 厚生対策部は、被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿処理量を推計すると

もに、収集、運搬、処分対策を樹立する。

- ② 災害時におけるし尿処理は、防疫上の観点から優先的に収集する。

ア)し尿処理の必要を認めた場合には、関係部門と共同して町が許可する民間汲み取り業者に出動を要請し、汲み取り作業を実施する。

イ)収集したし尿は、通常と同様の処理を行う。

(3)倒壊家屋等処理計画

町は、地震等の自然災害により倒壊した家屋等に対し、公費で倒壊家屋等処理を実施するものとする。

- ① 決定から実施にあつては、事前に処理実施要綱を定め、下記の手順により実施する。

ア)倒壊家屋等の撤去申請の受付を行う。

イ)罹災証明書及び処理工事設計の担当課と十分協議を行う。

ウ)罹災証明書及び現場調査により審査し、撤去等の決定を行う。

エ)原則として入札により処理業者を決定する。

オ)処理は、倒壊家屋等のアスベスト調査も含むものとする。

カ)入札前にがれき等の仮置場及び処分施設を決定する。

- ② 現場での安全を確保し、分別処理の徹底及び環境保全に努めるよう受託業者を指導する。

ア)環境保全対策の徹底

- ・がれき処理に伴う粉じんの飛散防止対策
- ・撤去現場の外、仮置場・処分施設等における環境対策
- ・騒音・振動対策及び運搬車両等からの落下防止対策

イ)アスベスト対策の実施

アスベスト調査により使用が認められた場合、建物所有者及び受託業者への飛散防止の指導を行う。

- ③ 実施にあたっては、被災者の生活環境の保全を確保し、相談及び支援を行う。

ア)苦情等があった場合は、苦情内容を十分聞き対応する。

イ)仮設住宅又は借上げの住宅等の配慮を行うなど支援に向け、関係課と協議を行う。

3 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1)町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。

- (2)被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。

- (3)要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。県は、近隣市町村の被災状況を把握のうえ広域応援体制を要請する。

第19節 交通計画対策

災害時における被災地域への緊急輸送及び一般交通の円滑を図るため、道路その他交通施設の応急復旧及び交通の規制等により交通の確保を図るものとする。

1 交通危険箇所の調査及び措置

町は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合は、建設対策部による調査班を編成し、当該道路の被害状況の調査及びその応急措置を行うものとする。

2 交通規制の措置

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識を設ける。

その設置基準は、県防災計画に基づくものとする。

3 災害時における車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第20節 輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資、資材等の緊急輸送力の確保を図り、応急措置の万全を期するものとする。

1 実施機関

実施機関は、基本法第50条第2項に規定する実施責任者である地方公共団体の長とする。ただし、その災害の状況に応じ輸送を業とするもの、又は自衛隊等に応援を要請して輸送の確保を図るものとする。

2 輸送の方法

輸送の方法は、道路輸送、鉄道輸送、海上輸送、空中輸送とする。

3 配送計画

(1) 備蓄物資

備蓄物資は、避難者数等に応じて各避難所へ配送する。

① 防災倉庫

配送ルート①	配送ルート②
上田浦地区社会教育センター	田浦小学校
下井牟田地区ふれあいセンター	田浦中学校
上井牟田地区ふれあいセンター	宮浦地区ふれあいセンター
	小田浦福祉センター
	小田浦地区生涯学習センター
	海浦地区公民館
	海浦体育館

② 地域資源活用総合交流促進施設

配送ルート①	配送ルート②	配送ルート③
旧計石小学校	佐敷小学校	女島ゆめもやい
県立あしきた青少年の家	県立芦北高校	
	佐敷中学校	

③ きずなの里

配送ルート①	配送ルート②
湯浦小学校	内野福祉センター
芦北福祉センター(多目的研修センター)	丸米地区生涯学習センター
湯浦中学校	内野小学校
	古石地区生涯学習センター

④ 町立公民館大野分館

配送ルート①
大野小学校
大野地区構造改善センター

⑤ 吉尾出張所

配送ルート①	配送ルート②
大尼田地区生涯学習センター	吉尾小学校
大岩公民館	

(2) 救援物資

救援物資については、救援物資の集積拠点から下記の避難所へ配送する。なお、避難所へは備蓄物資の配送計画と同様とする。

配送ルート①	配送ルート②
吉尾出張所	芦北町地域活性化センター
町立公民館大野分館	地域資源活用総合交流促進施設
	きずなの里

4 道路輸送

災害時における緊急輸送は道路輸送を重点に置き、関係機関とともに応急輸送が迅速かつ適確に行われるよう努めるものとする。

5 車両保有状況

(1) 町有車両

車 種	積 載 制 限	台数	管 理 課	備 考
普通車	人員 5 人	18	総務課、税務課 コミュセン課等	
軽自動車	人員 4人	33	総務課、企画財政課等	
ミニバス	人員 10 人	4	総務課、住民生活課	
マイクロバス	人員 29人	30	総務課、企画財政課、 住民生活課、スポー ツ・文化振興課等	スクールバス (26台)を含む。
ライトバン	貨物 250～450kg	27	総務課等	
軽トラック	貨物 350kg	3	住民生活課、商工観光 課等	
軽ダンプ	貨物 350kg	3	総務課、商工観光課等	
トラック	貨物 1.5t	8	総務課、スポーツ・文 化振興課等	
	貨物 2t	1	スポーツ・文化振興課	
	貨物 4t	1	建設課	
ダンプ	貨物 2t	3	建設課	
	貨物 4t	1	建設課	
タイヤショベル		1	建設課	
バックホー	0.1 m ³	1	建設課	
給食車		4	教育課	
ゴミ処理車		2	住民生活課	
合 計		140		

(2)車両の調達

調 達 先	所 在 地	種 別	保 有 台 数				
			大型	中型	小型	軽自動車	計
あしきた農業協同組合(本所)	大字佐敷 424	トラック		0	12	29	41
芦北観光タクシー(有)	大字花岡 1673-2	タクシー	0		4	1	5
城南運送(有)	大字小田浦 1579-7	トラック	4		1		5
田浦運輸(株)	大字小田浦 3335-5	〃	3	2		2	7
中村建設(株)	大字小田浦 1317	〃		2	2	2	6
(株)林田自動車	大字花岡 873-1	バス	2	1	3	0	6
合 計			9	5	21	33	70

(3)燃料の調達

調 達 先	所 在 地	取 扱 燃 料
あしきた農業協同組合芦北給油所	芦北町大字宮浦 2-1	石油
あしきた農業協同組合湯浦給油所	〃 湯浦 442-1	石油
あしきた農業協同組合(本所)	〃 佐敷 424	LPガス
(有)仲 田 産 業	〃 花岡 1824	石油
古 賀 石 油 (株)	〃 花岡 1675-21	石油
(有)平 江 商 店	〃 花岡 1677-47	LPガス
松 下 石 油 (株)	〃 湯浦 233-47	石油
(有)前田プロパン商会	〃 湯浦 242-2	LPガス
城南運送(有)	〃 小田浦 1579-7	石油
あしきた農業協同組合田浦給油所	〃 小田浦 787	石油

6 鉄道輸送

道路遮断等により道路輸送ができないときは、肥薩おれんじ鉄道等を利用し、関係機関の協力を得て、応急輸送の確保を図るものとする。

7 海上輸送

沿岸災害により沿岸住民等の交通が遮断したときは、漁業協同組合等の協力を得て応急輸送の確保を図るものとする。

8 空中輸送

ヘリコプター等による空中輸送は、陸上及び海上の各輸送により難く、かつ緊急を要するものと町長が認めたとき、「熊本県防災消防ヘリコプター応援協定」及び第3章第8節 自衛隊派遣要請計画に基づき実施するものとする。

【ヘリコプター発着予定地一覧表】

No.	発着予定地名称	所在地	予定地面積(縦×横)㎡
1	佐敷小学校運動場	芦北町大字道川内 31	100m× 60m＝
2	芦北高校運動場	〃 乙千屋 20－20	120m×130m＝
3	佐敷中学校運動場	〃 花岡 496－2	80m×130m＝
4	大野運動場	〃 市野瀬 6－1	50m×100m＝
5	吉尾運動場	〃 吉尾 51	40m× 70m＝
6	湯浦中学校運動場	〃 湯浦 369	70m× 90m＝
7	湯浦運動公園	〃 湯浦 259	120m×100m＝
8	地域間交流スポーツグラウンド	〃 花岡 1560	140m×100m＝
9	旧計石小学校運動場	〃 計石 2963－1	100m× 55m＝
10	大尼田地区生涯学習センター運動場	〃 大尼田 1645	65m× 65m＝
11	大岩地区生涯学習センター運動場	〃 大岩 4497	90m× 35m＝
12	大野小学校運動場	〃 市野瀬 1119	75m× 80m＝
13	告地区生涯学習センター運動場	〃 告 800	50m× 21m＝
14	湯浦小学校運動場	〃 湯浦 1396	105m× 65m＝
15	女島地区生涯学習センター運動場	〃 女島 1042	40m× 48m＝
16	内野小学校運動場	〃 大川内 602	100m× 42m＝
17	古石地区生涯学習センター運動場	〃 古石 517－1	50m× 60m＝
18	丸米地区生涯学習センター運動場	〃 丸石 305－2	60m× 30m＝
19	芦北農村公園	〃 芦北 2060-9	30m× 29m＝
20	大野地区農村広場	〃 天月 1043	90m× 40m＝
21	田浦中学校運動場	〃 田浦 760	120m× 50m＝
22	田浦小学校運動場	〃 田浦町 840	55m× 45m＝
23	田浦運動場	〃 田浦町 653	120m× 50m＝
24	小田浦地区生涯学習センター運動場	〃 小田浦 3339	90m× 60m＝
25	上田浦地区社会教育センター運動場	〃 井牟田 1800	40m× 40m＝

26	旧芦北幼稚園運動場	// 海浦 1315	40m× 60m＝
27	岩崎グラウンド	// 田浦町 488-4	120m× 90m＝

9 災害救助法による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送基準は、同法及びその運用方針によるものとする。

第21節 障害物除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等や山(崖)崩れ、浸水等によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物を除去し罹災者の保護を図るものとする。

1 実施機関

障害物の除去は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、委任されたとき又は救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2 障害物の除去対象及び除去方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における除去対象は、概ね次のとおりとする。

- ① 住民の生命、財産等を保護するため除去を必要とする場合
- ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- ④ その他、特に公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ① 障害物の除去は、建設対策部において行うか、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- ② 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- ③ 災害救助法が適用された場合は、救助法の定めに基づき実施する。

第22節 堆積土砂処理計画

1 実施する内容

- (1) 町は、地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 町は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処

理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。

- (4) 町は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、町に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、芦北町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

第23節 労務供給計画

災害時における労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速かつ円滑な実施を促進するものとする。

1 動員等の順序

(1) 民間団体の動員

災害応急措置の実施に当たり、大量の労務を必要とし、作業内容が明確で単純軽易なものであるとき町長は、民間団体に対して協力を求めるものとする。

(2) 労務者の雇上げ

災害応急措置の実施に当たり、労務者を必要とするときは、水俣公共職業安定所長に対し、次に掲げる事項を文書又は口頭(電話)をもって要請するものとする。

- ① 求人者名
- ② 職種別、所要労働者数
- ③ 作業場所及び作業内容
- ④ 労働条件
- ⑤ 宿泊施設の状況
- ⑥ その他必要事項

2 応援要請

- (1) 民間団体に協力を求めようとするときは、厚生対策部及び建設対策部において、次の事項を明確にして、総務対策部を通じて当該地域及び隣接の市町村長に対して応援を要請するものとする。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所

3 民間団体応援隊の編成及び活動

(1) 応援隊の編成

担当部長は、災害の規模に応じて現地において応援隊を組織し、応援隊の責任者に指示するものとする。

(2) 応援隊の活動内容

応援隊の災害応急措置にかかる活動内容は、主に次のとおりとする。

① 罹災者の救助作業及び災害応急復旧作業

② 災害直後の炊出し従事

(3) 応援隊との連携

担当部長は応援隊の責任者と連絡を密にし、敏速円滑な作業ができるよう努めるものとする。

第24節 文教対策計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒等の生命・身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1 実施機関

(1) 町立小・中学校等の文教施設の災害応急復旧は町長が行う。

(2) 町立小・中学校等の児童生徒等に対する災害応急教育対策は、教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難である場合は、知事又は県教育委員会等の協力を求めて実施する。

2 文教施設の応急復旧対策

教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり、災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指示を行い、応急措置を速やかに実施し災害時における応急教育に支障のないよう措置するものとする。

3 応急教育の実施

(1) 教育委員会は、災害発生のおそれがあり、又は災害が発生し次の事態に至ったときは、あらかじめ定めた場所、又は被害の状況に応じて適当な場所を定め、応急教育を実施するものとする。

- ① 学校施設が罹災し、教室等が使用不能になったとき
- ② 災害が発生し、応急復旧の見込みがないとき
- ③ 交通途絶により、通学困難な罹災した児童生徒等が多数あるとき
- ④ 災害により学校を開放することが困難な場合
- ⑤ その他応急教育の実施が必要と認められるとき

(2) 応急教育の実施予定場所

- ① 被害を逃れた隣接地域の学校施設、公民館、公共施設
- ② 応急教育の実施に適した民間施設
- ③ 近接市町の小・中学校施設への委託等

4 応急教育の方法

(1) 教育実施者の確保

教育委員会は、教育上の混乱が生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

(2) 教材、学用品等の調達及び配給の方法

- ① 教材、学用品等の被害を受けた場合は、所定の様式に従って県教育委員会に報告する。（災害救助法適用の場合は、町長を通じて報告する。）

② 県の調達斡旋を待つ一方、地元の特約教科書販売店、文具店の協力を求めるものとする。

5 学校給食等の措置

災害により学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、教育委員会から県教育委員会に速報し、指示を仰ぐ一方、災害の状況により直ちに対策措置を講ずるものとする。

教育委員会は、速やかに被害物資等の状況を県教育委員会に報告し、被害物資の処分方法、供給等について指示を求めるものとする。

第25節 土砂災害警戒避難体制整備計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき指定された急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域(土砂災害警戒区域、特別警戒区域)における危険の周知、警戒避難体制の整備に努めるものとする。

また、県知事による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるとともに、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講じる。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

町は、県・気象台等から気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、これらの情報に基づき、住民へ土砂災害発生の危険性や避難指示、避難所の開設状況等を伝達するものとする。

① 避難指示等の判断のため、住民からの前兆現象(湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊状況等)や近隣の災害発生情報等を収集する。

② 情報は、危険性を段階的に伝達し、避難行動要支援者が避難の準備などに時間的余裕をもって行えるようにするものとする。

③ 福祉対策部は、要配慮者関連施設に対して、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に土砂災害に関する情報を伝達するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立するものとする。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

第3章第9節避難計画(P.52)によるものとする。

(3) 基本法第48条第1項の防災訓練として土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

第2章第6節防災知識普及計画及び訓練計画(P.14)によるものとする。

(4) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

第6章第8節災害時要配慮者利用施設(P.170)一覧によるものとする。

(5)救助に関する事項

第3章第10節救助、救出計画(P.71)によるものとする。

(6)前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

警戒態勢は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域において、災害の発生する恐れのある異常な気象現象等により、町長が必要と認めた場合、警戒態勢をとるものとする。

- ① 土砂災害警戒区域・特別警戒区域に対する警戒及び巡視
- ② 雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設状況等を住民に提供
- ③ 必要により、災害情報、自主避難を注意喚起、避難指示等の伝達

第26節 海上災害対策計画

船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生する恐れのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

1 各関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、警察、芦北町及び消防機関は、連携して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

(1)八代海上保安署の措置

- ① 予防対策
 - ア)防災協力体制に関すること
 - イ)海上災害の予防計画に関すること
 - ウ)防災施設、防災資機材等の把握及び整備に関すること
 - エ)海難防止の指導、啓発に関すること
 - オ)防災関係資料の収集に関すること
 - カ)海上防災の研修及び訓練指導等に関すること

② 応急対策

ア)非常体制の確立

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、海上保安庁長官、管区海上保安本部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じ、併せて芦北町災害対策本部の設置を推進する。

イ)自衛隊の派遣要請

海上災害に伴う救助活動のため、管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な事項の調査等を行う。

ウ)通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との通信連絡の確保に当たる。

エ)警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等による航行船舶の安全あるいは油、放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回その他有効な方法により、船舶及び関係者へ伝達通知する。

オ)災害状況の把握及び情報の収集等

航空機又は巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その結果を分析評価して報告又は通報する。

カ)救助活動

(ア) 避難の誘導及び勧告

避難命令等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずる恐れがある場合は、適当な場所への避難指導及び勧告をする。

(イ) 遭難船等の救助

遭難船等が発生した場合は捜索及び救助に当たるものとする。

(ウ) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送

(エ) 消防活動

船舶等の火災の消火

(オ) 人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材及び救援物資等の緊急輸送

(カ) 物資の無償貸付及び譲与

要請により、又は必要と認める場合は、規定に基づく海上災害救助用物品の被災者への無償貸付又は譲与

キ)海上交通安全の確保

(ア) 漂流物、沈没物その他航路障害物の応急措置及び除去についての命令又は勧告

(イ) 水路の損壊、水深に異常を生じた場合の応急調査及び警戒

(ウ) 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限及び禁止と必要に応じた応急標識の設置

ク)危険物の保安措置

危険物の保安は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講じる。

(ア) 海面に油、放射性物質等が流出した場合の付近の警戒、拡散、火災発生防止等の措置

(イ) 状況に応じ船舶交通の制限、禁止、進行の停止及び経路変更等の指導

(ウ) 危険物積載船舶について、荷役の制限又は禁止及び移動若しくは航行の制限、禁止の措置

ケ) 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。

コ) 広報

民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助、復旧の状況及び応急処置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整のうえ、報道機関等を通じて広報を行う。

③ 基本法に基づく応急業務

ア) 異常現象発見者からの通報の受理及び処理(第54条)

イ) 災害を拡大させる恐れのある設備、又は物件に必要な措置の指示(第59条)

ウ) 居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退きの指示(第61条)

エ) 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限若しくは禁止又は退去の措置(第63条)

オ) 応急措置を実施するための工作物又は物件の使用、収用、除去、保管に関する業務(第64条)

カ) 応急措置業務への従事命令(第65条)

キ) 応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示(第77条)

ク) 応急措置の実施に必要な物資の保管、収容及び立入検査並びに報告の徴収(第78条)

(2) 熊本県の措置

① 情報の伝達及び応急対策の指示

関係沿岸市町村に対し、必要な海上災害情報を伝達し、応急対策を指示する。

② 自衛隊の派遣要請

人命救助、被害の拡大防止等、応急措置のための自衛隊の派遣要請を行う。

③ その他関係機関に対する協力要請

(3) 警察の措置

① 海上における警戒、警備(海上保安庁と連携)

ア) 警備艇、ヘリコプター等による遭難者等の捜索救助、遺体収容、検視及び状況の収集伝達

イ) 陸上交通途絶の場合における人員、物資等の輸送と通信連絡の確保

② 沿岸における警戒警備

ア) 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握

イ) 住民の避難勧告及び誘導

ウ) 被害者の救出及び負傷者等の救護

エ) 犯罪の予防及び検挙

オ) 危険箇所の警戒

カ) 死体の見分、検視及び行方不明者の調査

キ) 広報活動

ク) 通信の確保

ケ) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(4) 芦北町の措置

- ① 人命の救出、救護
- ② 初期消火及び延焼防止
- ③ 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
 - ア)被害の及ぶ恐れのある沿岸住民に対する災害状況の周知
 - イ)火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒
- ④ 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示
- ⑤ 沿岸地先海面の警戒
 - ア)流出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶ恐れのある地先、海面への巡回監視

(5) 関係諸団体の協力措置

油処理剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、町等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

第27節 水防計画

1 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる芦北町が、同法第33条第1項の規定に基づき、芦北町における水防事務を円滑に推進するための必要な事項を定め、河川又は海岸等の洪水、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

2 水防責任

水防責任は、水防法の趣旨に基づき、次のように定める。

(1) 芦北町の水防責任

芦北町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。(水防法第3条)

- ① 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ② 水位の通報及び公表(法第12条第1項)
- ③ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- ④ 消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- ⑤ 警戒区域の設定(法第21条)
- ⑥ 警察官の援助の要求(法第22条)
- ⑦ 他の水防管理者又は近隣市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- ⑧ 公用負担(法第28条)又は避難のための立ち退きの指示(法第29条)
- ⑨ 難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)

(2) 居住者等の水防義務

居住者等は、水防管理者(町長)又は消防機関の長から要請があった場合は、直ちに協力し、水防に従事しなければならない。(水防法第24条)

(3)水防本部の設置

水防管理者は、水防法第16条の規定による水防警報を受け、また、水防活動の必要があると認めたときからその危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

3 水防体制の確立

洪水、高潮又は津波による災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、水防本部長は、水防活動の推進をはかるために、第3章第2節 動員計画に準ずる配備体制をとる。

4 洪水危険箇所の周知

洪水、高潮又は津波による災害が発生した場合において、円滑な水防活動、避難行動が取れるよう防災マップ(ハザードマップ)を活用するよう周知を図るものとする。

5 水防機関の活動

各水防機関は、気象情報等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おむね次の水防活動を行うものとする。

(1)洪水予報

① 球磨川洪水予報

国土交通省または県知事が、気象庁と共同して、洪水が生じるおそれを広く周知するために発表するものである。

発表の種類と基準は、以下のとおりである。

ア)指定河川(球磨川)洪水予報の発表基準

種 類	発表の基準
氾濫注意情報(洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報(洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報(洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)(レベル4水位)に到達したとき。
氾濫発生情報(洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき

イ)観測所別水位基準

(単位:m)

観測所	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位	摘 要
大野	球磨村部	6.50	8.00	10.90	12.20	

※各水位の解説については、第3章第9節「避難計画」の雨量・水位情報の表参照

※令和2年7月5日から基準水位を通常より引き下げて暫定運用

ウ)根拠法

種 別	根拠とする法律条文
水防活動警報	気象業務法第 14 条の 2
洪水予報及び水防警報	水防法第 10 条、同法第 16 条

エ)国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	区 域
球磨川	大野	右岸(芦北町区域)

② 知事が発表する水防警報

水防警報の通知を受けた水防管理者(町長)は、関係住民に連絡するとともに、水防団を待機させ、または必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。

ア) 水防警報の種類と発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量とその他河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
警 戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備(高齢者等においては避難の開始)をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達する恐れがあるとき。